

公的個人認証サービスについて

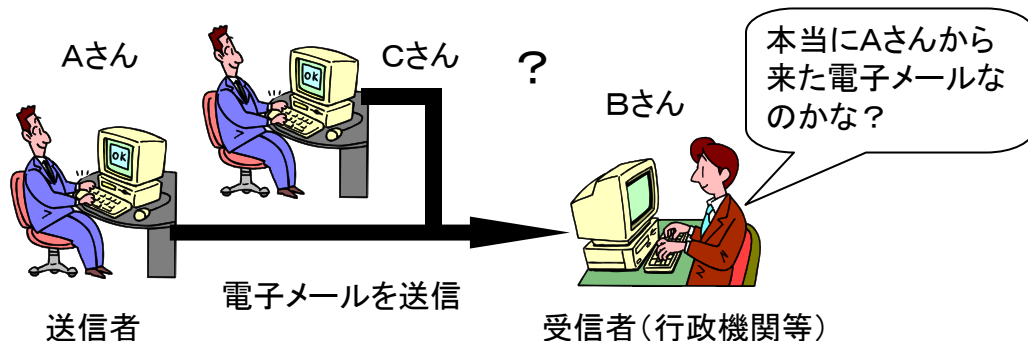
平成19年10月

総務省自治行政局自治政策課

公的個人認証サービスの概要

デジタル社会における課題

① 成りすまし (←インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難)



※例えば、suzuki@jichiseisaku.co.jp というメールアドレスで、自治政策株式会社鈴木という名義で文書が送られてきたとしても・・

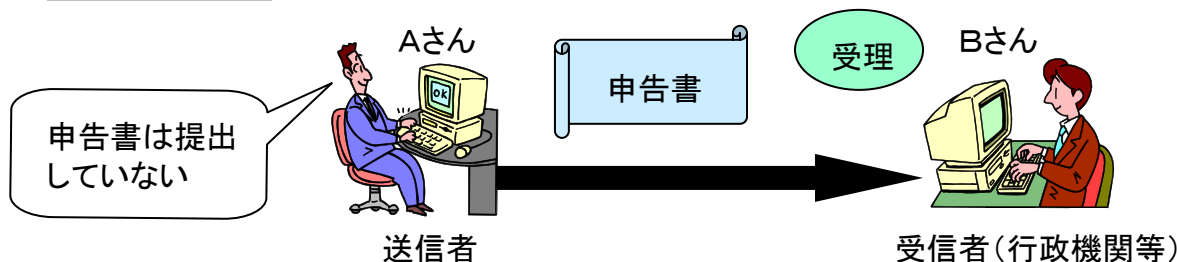
- ・ 「自治政策株式会社」が実在しないかもしれない。
 - ・ 「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
 - ・ 第三者が実在する「自治政策株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。
- という疑いが解消できない。

② 改ざん (←送信途中でメッセージを書き換えることが容易)



※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能。

③ 送信否認 (←送信内容の否認を防止することが困難)

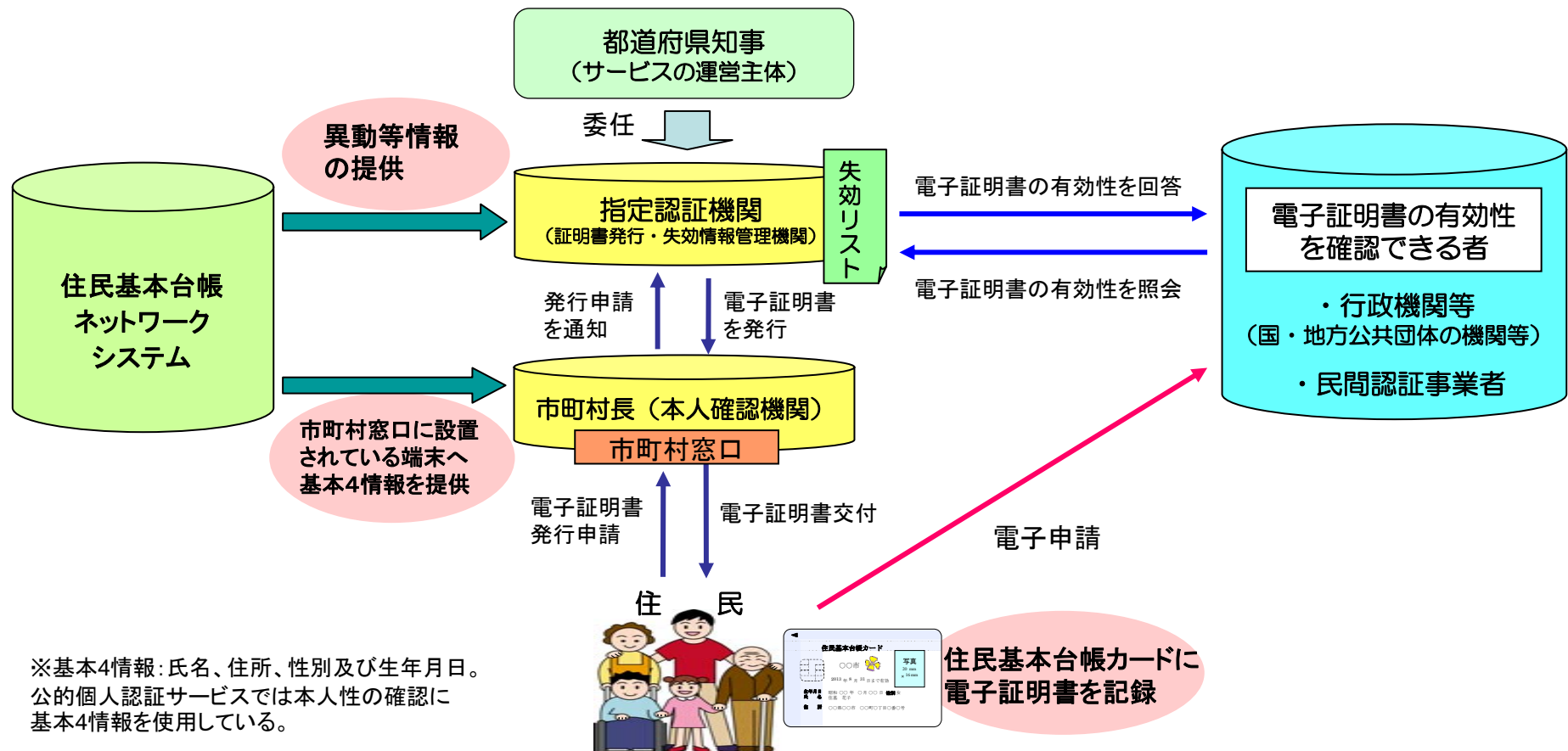


※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。

公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認

- ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

6. 電子証明書の発行状況

平成19年9月末現在で、約27.6万枚。

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none">◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適
運用面	<ul style="list-style-type: none">◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能

公的個人認証サービスの仕組み

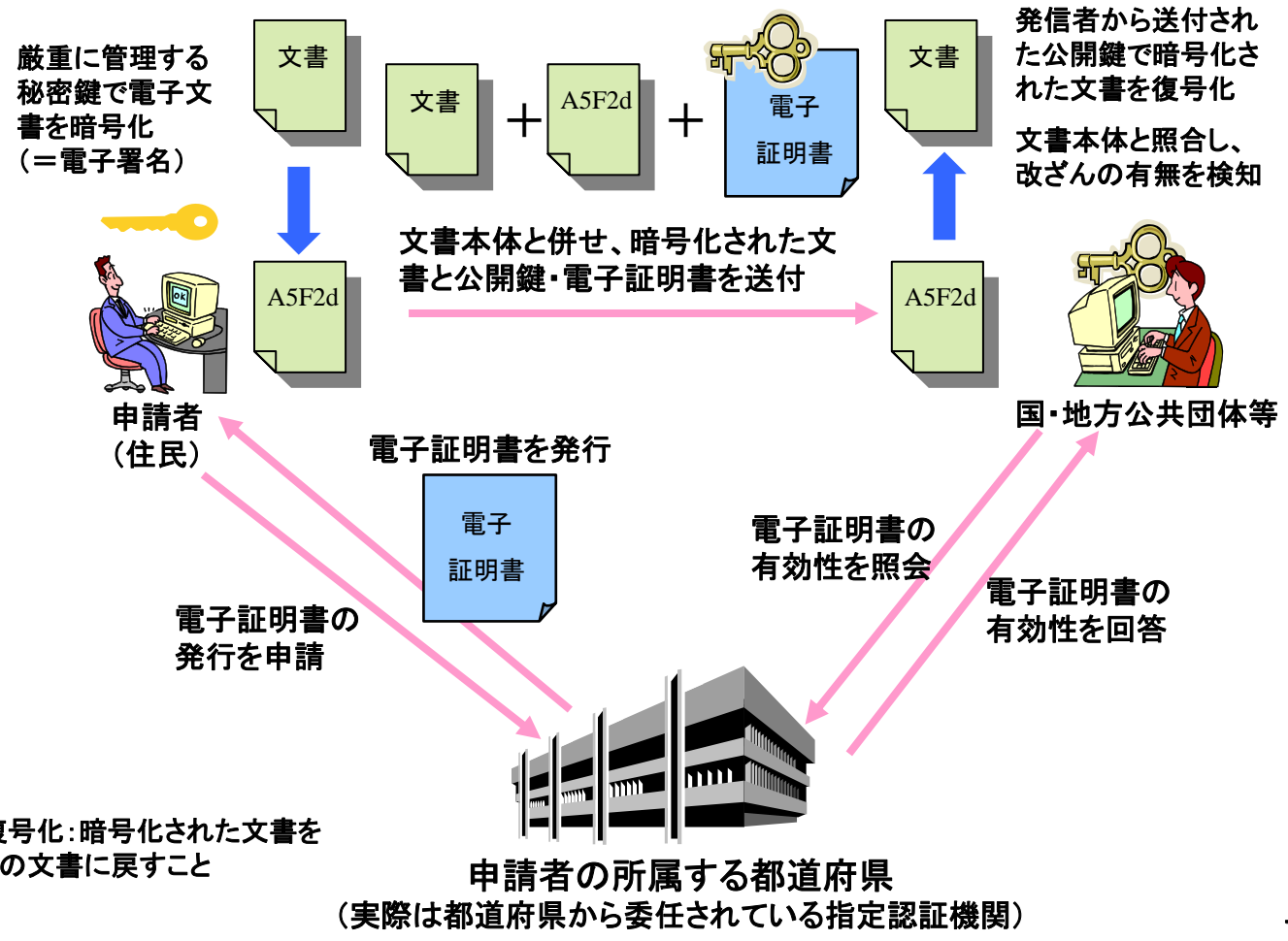
公的個人認証サービスにおける電子署名の仕組み

住民が行政機関等に対しオンラインでの申請等を行うにあたり、他者による成りすまし、文書の改ざんといった問題を防ぐ観点から、平成16年1月より公的個人認証サービスの提供を開始。これにより確かな本人確認を安価に提供している。公的個人認証サービスでは公開鍵暗号方式を採用することによってセキュリティを確保している。

公開鍵暗号方式とは、公開鍵・秘密鍵を用いた暗号技術。二つの鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号化できない。

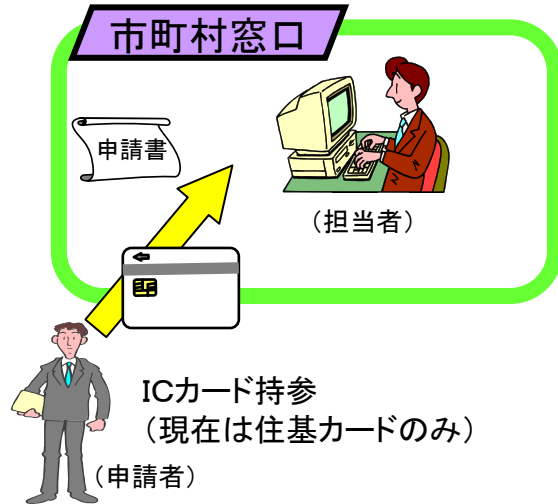
片方の鍵からもう一方の鍵を割り出すことは事実上不可能（公開鍵を公開しても秘密鍵を複製されるおそれがない。）

申請者が秘密鍵で暗号化した文書を送られた行政機関等は公開鍵を使って復号化する。



電子証明書の発行手続(イメージ)

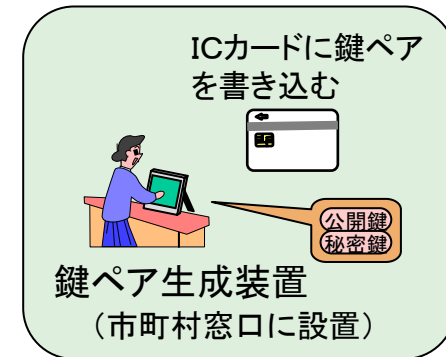
1. 市町村窓口において
申請書を提出



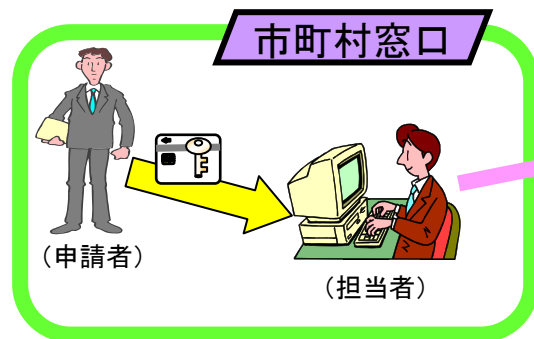
2. 市町村窓口での本人確認



3. 本人確認後、住民自身で
鍵ペア(公開鍵及び秘密鍵)
を生成



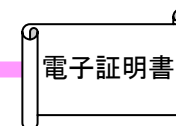
4. 鍵ペア書き込み済
のICカードを窓口
に提出



5. 都道府県知事に
電子証明書発行
を申請



6. 都道府県知事が
電子証明書を発行



7. 電子証明書の交付

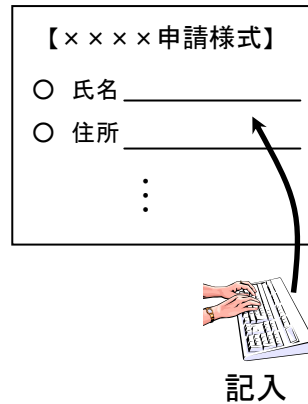


公的個人認証サービスを利用したオンライン申請（イメージ）

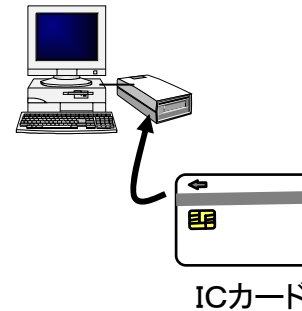
1. 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開き、申請・届出等のページから該当する手続を選択



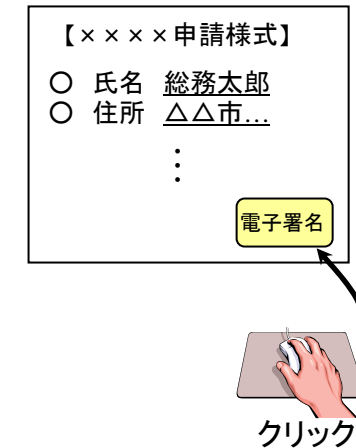
2. 申請様式に記入



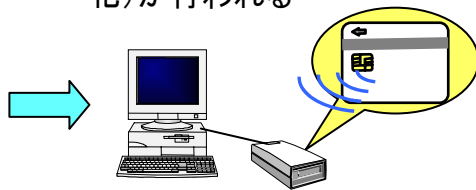
3. 利用者のICカードをパソコンにセット。



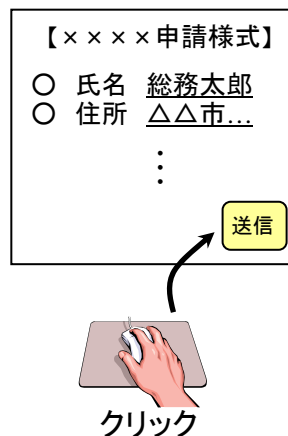
4. 電子署名をクリック



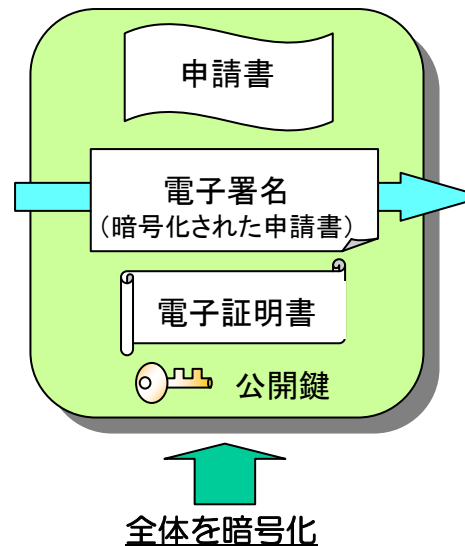
5. ICカード内の秘密鍵により電子署名(文書の暗号化)が行われる



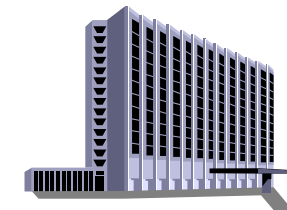
6. 送信ボタンをクリック



7. 行政機関等へ送信



8. 受信した行政機関等は
①電子証明書で本人性を確認
②公開鍵で電子署名を復号化し、申請書と照合



〇〇県庁

※ 復号化: 暗号化された文書を元の文書に戻すこと